

## 東秩父村太陽光発電事業の適正実施に関するガイドライン

（平成30年9月21日）  
村長 決 裁

### （目的）

第1条 このガイドラインは、村内において実施される太陽光発電事業について、事業者が検討又は配慮すべき事項として、住民への周知、災害の防止、良好な景観の形成、自然環境及び生活環境の保全、発電設備の適正管理、発電設備の撤去等に係る配慮事項を示すとともに、関連する法令等の把握と遵守に努めることにより、地域の環境及び住民意識と調和した適正な発電事業（設備の設置、発電、設備の撤去等）を円滑に実施することを目的としています。東秩父村においては、このガイドラインを周知するとともに、一定規模以上（50kW以上）の発電事業の手続きについては、要綱を別に定めることとします。

### （対象）

第2条 このガイドラインは、定格出力10kW以上の太陽光発電設備を土地に自立して設置するものを対象とします。定格出力50kW以上の太陽光発電設備による発電事業の実施については、その届出等に関して別に要綱を定めていますので、該当する場合は、必ずその要綱の規定に従って届出等を行ってください。

なお、実質的に同一の業者が同時期又は近接した時期に実質的に一つと認められる区域において分割して設置する場合（分割案件）は、合算した出力が届出等の基準となります。

### （設置を避けるべき区域）

第3条 次に掲げる区域は、法規制等により発電施設の設置ができない場合がありますので十分注意してください。また、法規制がない場合でも、発電施設の設置を避けるか、設置する場合は十分な対策をとるようお願いします。

- (1) 土砂災害防止法により指定された土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
- (2) 急傾斜地崩壊危険箇所
- (3) 地すべり危険箇所
- (4) 山腹崩壊危険地区
- (5) 崩壊土砂流出危険地区
- (6) 地すべり危険地区
- (7) 砂防指定地
- (8) 国立公園の特別地域、県立自然公園の特別地域

- (9) 県自然環境保全区域
- (10) 保安林、保安施設地区
- (11) 文化財や遺跡（埋蔵文化財包蔵地）等が所在する区域及びその周辺
- (12) 農業振興地域の農用地区域

（配慮すべきこと）

第4条 事業者は、次に掲げる事項に関して十分な配慮を行い、発電事業の適正実施に努めるようお願いします。

(1) 住民への周知等に関する事項

ア 工事や発電設備の概要、事業者連絡先等を記したお知らせ看板を発電設備の設置工事に着手する前から工事完了日まで、敷地内の見やすい場所に設置すること。

イ 事業計画の初期段階で利害関係者に対して回覧や戸別訪問等により、事業計画や工事施工方法等事業内容を周知するとともに、発電事業に対する意見の把握に努めること。

ウ 発電事業に関する苦情が寄せられた場合は、誠意をもって速やかに対応すること。

(2) 計画・工事に関する事項

ア 災害の防止

① 土地の造成工事は必要最小限にとどめること。

② 河川・水路の管理者と協議し、河川等に通じる雨水排水路を確保するか、雨水を敷地内で処理できる対策（調整池、地下浸透施設等の設置）をとること。

③ 土砂の流出を防止する対策（溝、土留等の設置）をとること。

④ 急傾斜地への設置は災害防止の観点から避けること。

イ 自然環境の保全

① 立木の伐採は、自然環境に配慮し、必要最小限にとどめ、既存樹木を活かすようにすること。

② 希少動植物の保護や生態系の維持に配慮した設備の設置、工事の実施に心掛けること。

ウ 街並み、自然景観、史跡、文化財等の景観への配慮

① 最上部をできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮すること。

- ② 発電設備の色彩は、黒色や濃紺等の周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用すること。
- ③ 太陽光パネルは低反射で目地や模様が目立たないようなものを使用すること。
- ④ 使用する色数を少なくするよう努めること。
- ⑤ 付帯設備（フェンス、掲示板等）は同系色のものを使用すること。
- ⑥ 隣地境界の立木は極力残し、伐採する場合は隣地境界周辺に植栽を行い、発電設備を外部から直接見えにくくすること。
- ⑦ 尾根線、稜線への発電設備の設置は避けること。

#### エ 生活環境への対策

- ① 住宅地に近接する場所に発電設備を設置する場合は、圧迫感、騒音、熱や光の反射等に配慮し、敷地境界から後退させ、植栽を設けて遮へいする等の対策をとること。
- ② 道路に接する場所に発電設備を設置する場合は、道路の見通しの妨げにならないよう道路境界から後退させ、植栽を設けて遮へいする等の対策をとること。
- ③ 発電設備の敷地内に発電事業関係者以外の者が容易に立ち入ることがないようにフェンスの設置等の安全対策をとること。
- ④ 周辺環境への影響を考慮し、除草剤、殺虫剤等の薬品は原則使用しないよう努めること。やむを得ず使用する場合は、薬剤が隣接地へ飛散しないような措置をとること。
- ⑤ 設置工事の際は、重機の使用、大型車等の通行に伴う砂や埃の飛散、水質汚濁、騒音の防止について対策をとること。

### (3) 発電期間中に関する事項

#### ア 安全確保対策

- ① 発電設備の敷地内に発電事業関係者以外の者が容易に立ち入ることがないようにフェンスの設置等の安全対策をとること。
- ② 火災や土砂流出等が発生した場合又は、周辺に緊急事態が起こった場合に事業者と連絡ができるよう発電設備の名称、設置場所の住所、発電出力、事業者の名称、連絡先、その他必要な事項を記載した管理看板を敷地内の見やすいところに設置すること。
- ③ 自然災害、事故、機器の故障等が発生した場合に速やかに対応できるよ

う緊急対応マニュアルの作成等の措置をとること。

- ④ 通学路の周辺に発電設備を設置する場合は、児童等の安全確保に十分配慮した対策をとること。

#### イ 保守点検

- ① 発電設備の敷地内は、定期的に除草や清掃を行うこと。
- ② 発電設備設置により周辺環境への影響が認められた場合は、改善のための措置を講ずること。
- ③ 『太陽光発電システム保守点検ガイドライン【10kW以上の一般電気工作物】』（一般財団法人太陽光発電協会作成）を考慮した保守点検を実施すること。

#### ウ 非常時の対応

- ① 災害その他の事由により発電設備が破損した場合、事業者は被害の拡大防止に努め、速やかに復旧又は撤去を行うこと。
- ② 豪雨の発生や台風の接近等に際しては、発電設備の敷地から土砂の流出等が発生していないか現地確認に努め、土砂が流出した場合は、速やかに土砂の撤去を行うこと。

#### (4) 発電設備の撤去・処分に関する事項

ア 発電設備を廃止する場合は、その場所に放置することなく速やかに撤去し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令や『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン』（環境省作成）に基づき、適切な処分を行うこと。

イ 発電設備を撤去した場合は、その跡地について、そのまま放置せずに適切な措置をとること。

ウ 事業計画の段階から発電設備の撤去・処分について検討し、事業計画に位置付けること。

（法令遵守及び届出に関すること）

第5条 発電事業の実施に際しては、関係法令を必ず遵守してください。また、別表を参照して届出等の必要な手続きも正しく行ってください。

#### 附 則

このガイドラインは、決裁の日から施行する。

【別表 太陽光発電施設設置に係る関係法令等 担当窓口一覧】

法令名	規制等の対象となる行為 (条番号)	手続区分	問合せ・手続窓口
	太陽光発電施設の設置に関して 疑義等がある場合は、まず右記の 担当課にご相談ください。		東秩父村産業建設課 管理担当 (0493-82-1222)
国土利用 計画法	次に該当する土地売買契約の締 結や地上権・賃借権の設定等(23) ・市街化区域：2,000 m <sup>2</sup> 以上 ・市街化区域を除く都市計画区 域：5,000 m <sup>2</sup> 以上	届出	東秩父村産業建設課  (0493-82-1222)
電気事業 法	電気事業法に関して、県知事や市 町村長に対する手続きは特にあ りません。		経済産業省関東東北産業保 安監督部 電力安全課 (048-600-0387)
火薬類取 締法	火薬類製造施設や火薬庫の周辺 に出力 1,000kW 以上の太陽光発 電設備を設置すること ※火薬類製造施設や火薬庫は、発 電事業の用に供する 1,000 kW 以上の太陽光発電設備に対し て、一定の保安距離を取る必要 があります。太陽光発電設備が 後から設置される場合でもこ の規定が適用されるため注意 が必要です。	近隣への 配慮	埼玉県危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当 (048-830-8435)
環境影響 評価法	一般的な太陽光発電施設の設置 を直接の理由とする手続きはあ りませんが、開発の内容によって は手続きが必要となる場合があ ります。		埼玉県環境部 環境政策課 企画・環境影響評価担当 (048-830-3041)

埼玉県環境影響評価条例	<p>施工区域の面積が20ha以上となるもの</p> <p>※その他にも開発の内容によっては手続きが必要となる場合があります。</p>	調査等	同上
土壌汚染対策法	<p>土地の形質変更（掘削及び盛土等）部分の合計面積が3,000㎡以上（4）</p> <p>※ただし、盛土のみの場合や、形質変更の深さが最大50cm未満であり区域外へ土壌の搬出を行わず土壌の飛散・流出を伴わない場合は除く</p>	届出	<p>埼玉県東松山環境管理事務所</p> <p>大気水質担当</p> <p>(0493-23-4050)</p>
埼玉県生活環境保全条例	3,000㎡以上の土地の改変（80）	調査等	同上
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<p>廃棄物が地下にあって指定区域に指定されている土地の形質変更（15の19）</p> <p>※不法投棄等により廃棄物が残置されている場所については、当該廃棄物が適正に処理されない限り設置は認められませんので注意してください。</p>	届出	<p>埼玉県東松山環境管理事務所</p> <p>廃棄物・残土対策担当</p> <p>(0493-23-4050)</p>
埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例	<p>500㎡以上の土砂の敷地外排出（6）</p> <p>堆積面積3,000㎡以上の土砂の堆積（16）</p>	届出 許可	同上
東秩父村	土地の埋立て等（盛土・切土・た	許可	東秩父村産業建設課

環境保全 条例	い積等)の事業(28) ・事業面積が500㎡以上3,000㎡ 未満の事業 ・事業面積が300㎡以上500㎡ 未満の事業で、現況地盤高と事 業により生じる地盤との高低 差が1m以上の事業		管理担当  (0493-82-1222)
鳥獣の保 護及び管 理並びに 狩猟の適 正化に関 する法律	鳥獣保護区の特別保護地区内に おける次の行為(29) ・建築物その他の工作物の新築・ 改築・増築 ・水面の埋立・干拓 ・木竹の伐採	許可	埼玉県環境部 みどり自然課 野生生物担当  (048-830-3143)
絶滅のお それのあ る野生動 植物の種	環境大臣が指定する希少野生動 植物種の捕獲等の行為(10)	大臣許可	環境省 関東地方環境事務所 野生生物課  (048-600-0817)
の保存に 関する法 律	環境大臣が指定する生息地等保 護区等の区域内における次の行 為(36~39) ・建築物その他の工作物の新築・ 改築・増築 ・宅地の造成、土地の開墾、その 他土地の形質変更等	大臣許可	※埼玉県内には該当区域は ありません
埼玉県希 少野生動 植物の種 の保護に 関する条 例	知事が指定する希少野生動植物 種の捕獲等の行為(12)	届出	埼玉県環境部 みどり自然課 野生生物担当  (048-830-3143)
	知事が指定する希少野生動植物 保護区等の区域内における次の 行為(19~21)	許可	※埼玉県内には該当区域は ありません

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物その他の工作物の新築・改築・増築</li> <li>・宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質変更等</li> </ul>		
埼玉県オオタカ等保護指針	<p>次に該当する開発行為については、オオタカ等の保護に関する配慮を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営巣地から半径 400m以内</li> <li>・営巣地から半径 1,500m以内</li> </ul>	配慮の実施	埼玉県環境部 みどり自然課 野生生物担当 (048-830-3143)
都市緑地法	<p>緑地保全地域内における次の行為 (8)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物その他の工作物の新築・改築・増築</li> <li>・宅地造成、土地開墾、土石採取等の土地の形質変更</li> <li>・水面の埋立・干拓、木竹の伐採等</li> </ul>	届出	※埼玉県内には該当地域はありません
	<p>特別緑地保全地区内における次の行為 (14)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物その他の工作物の新築・改築・増築</li> <li>・宅地造成、土地開墾、土石採取等の土地の形質変更</li> <li>・木竹の伐採</li> <li>・水面の埋立・干拓等</li> </ul>	許可	※東秩父村内には該当地域はありません
首都圏近郊緑地保全法	<p>近郊緑地保全区域内における次の行為 (7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物その他の工作物の新築・改築・増築</li> <li>・宅地造成、土地開墾、土石採取等の土地の形質変更</li> </ul>	届出	※東秩父村内には該当区域はありません

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木竹の伐採</li> <li>・水面の埋立て・干拓等</li> </ul>		
ふるさと 埼玉の緑 を守り育 てる条例	ふるさとの緑の景観地の区域内 で次の行為を行う場合 (10) <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上の建築物その他 の工作物の新築・改築・増築</li> <li>・木竹の伐採</li> <li>・宅地の造成、土地の開墾、その 他土地の形質の変更</li> <li>・鉱物の掘採、土石の採取等</li> </ul>	届出	※東秩父村内には該当区域 はありません
自然公園 法	国立公園の特別地域内における 工作物の新・増・改築、木竹の伐 採、土地の形状変更等 (20)	許可又は 大臣許可	※東秩父村内には該当地域 はありません
自然公園 法	国立公園の普通地域内における、 一定規模以上の工作物の新・増・ 改築、土地の形状変更等 (33)	届出又は 大臣届出	※東秩父村内には該当地域 はありません
埼玉県立 自然公園 条例	県立自然公園の特別地域内にお ける工作物の新築・改築・増築、 木竹の伐採・損傷、土地の形状の 変更等 (12)	許可 ※該当な し	埼玉県東松山環境管理事務 所 企画調整担当 (0493-23-4050)  【申請窓口はこちら】 東秩父村産業建設課 管理担当 (0493-82-1222)
	県立自然公園の普通地域内にお ける一定規模以上の工作物の新 築・改築・増築、土地の形状の変 更等 (14)	届出	
埼玉県自 然環境保 全条例	県自然環境保全地域の特別地区 内における建築物その他の工作 物の新築・改築・増築、宅地の造 成、土地の開墾、その他土地の形 質の変更、木竹の伐採、木竹の損 傷等 (17)	許可	同上  ※東秩父村内には該当特別 地区はありません

	<p>県自然環境保全地域の野生動植物保護地区内における、当該地区に係る野生動植物(動物の卵を含む)の捕獲・殺傷・採取・損傷(18)</p> <p>県自然環境保全地域の普通地区内における一定規模以上の建築物その他の工作物の新築・改築・増築、宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質の変更等(19)</p>	<p>許可</p> <p>届出</p>	
農地法	農地を農地以外のものにする行為(農地の転用)(4)	許可	<p>埼玉県東松山農林振興センター管理部</p> <p>(0493-23-8517)</p> <p>【申請窓口はこちら】</p> <p>東秩父村農業委員会</p> <p>(0493-82-1223)</p>
農地法	<p>農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするために行う次の行為(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有権の移転</li> <li>・賃借権・地上権・質権・使用貸借権の設定や移転</li> </ul>	許可	同上
農業振興地域の整備に関する法律	市町村農業振興地域整備計画の変更(いわゆる農用地区域からの除外)(15の2)	計画変更	<p>東秩父村産業建設課</p> <p>農業委員会</p> <p>(0493-82-1223)</p>
森林法	地域森林計画対象の民有林内(保安林及び保安施設地区の森林を除く)で1haを超えて行われる、土石や樹根の採取、開墾その他の	許可	<p>埼玉県寄居林業事務所</p> <p>総務・森林保全担当</p> <p>(048-581-0123)</p>

	土地の形質の変更 (10 の 2)		
	地域森林計画対象の私有林について、新たに森林の土地の所有者となること (10 の 7 の 2)	届出	東秩父村産業建設課  (0493-82-1223)
	地域森林計画対象の私有林内(保安林及び保安施設地区の森林を除く)における立木の伐採(10 の 8)	届出	
	保安林の森林以外の用途への転用(保安林の指定の解除)(27)	指定の解除	埼玉県寄居林業事務所 治山・森林管理道担当  (048-581-0123)
	保安林内における次の行為(34) ・立竹の伐採、立木の損傷、家畜放牧、下草・落葉・落枝の採取 ・土石・樹根の採掘、開墾その他土地の形質の変更	許可	
埼玉県水源地域保全条例	水源地域内の土地(現況が森林で、地目が山林・原野・保安林の場合)に係る所有者・地上権・地役権・使用貸借権・賃借権の移転や設定(7)	届出	同上
道路法	道路に次の工作物・物件・施設を設け、継続して道路を使用しようとする行為(道路の占用)(32) ・電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔等 ・水管、下水道管、ガス管等 ・歩廊、雪よけ等 ・露店、商品置場等 ・その他道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で、政令で定	許可	<b>【国県道】</b> 埼玉県東松山県土整備事務所 管理担当 (0493-22-2445)  <b>【村道】</b> 東秩父村産業建設課 管理担当 (0493-82-1222)

	めるもの（政令第7条第1項第2号に該当するため太陽光発電施設も対象）		
河川法	河川区域内における次の行為(23～27) <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の流水の占用（取水等）</li> <li>・土地の占用</li> <li>・河川の砂やヨシ等の採取</li> <li>・工作物の新築・改築</li> <li>・盛土、切土等の土地の形状の変更</li> </ul>	許可	【県管理河川】 埼玉県東松山県土整備事務所 管理担当 (0493-22-2445) 【村管理河川】 東秩父村産業建設課 管理担当 (0493-82-1222)
	河川保全区域内における次の行為（55） <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の掘削、盛土、切土等の土地の形状の変更</li> <li>・工作物の新築・改築</li> </ul>	許可	※東秩父村内には該当区域はありません
埼玉県雨水流出抑制施設の設定等に関する条例	面積が1ha以上の開発行為で、雨水流出抑制施設を設置しないと雨水流出量を増加させるおそれがある行為（3）	許可	埼玉県県土整備部 河川砂防課 荒川上流域・砂防担当 (048-830-5141)
	面積が1ha以上の開発行為で、湛水想定区域内の土地に盛土をする行為（12）	届出	又は 荒川中流・小山川流域担当 (048-830-5135)
砂防法	砂防指定地内における次の行為（4） <ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の新築・改築・除去</li> <li>・砂防設備の占有</li> <li>・竹木の伐採、芝草その他の生産物の採取</li> <li>・滑り下し・地引による物件の運</li> </ul>	許可	埼玉県東松山県土整備事務所 管理担当 (0493-22-2445)

	<p>搬</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開墾その他による土地の原状変更</li> </ul>		
埼玉県砂防指定地管理条例	<p>砂防指定地内における次の行為 (3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・のり切・切土・掘削・盛土等による土地の形状の変更</li> <li>・土石の類の採取、鉱物の採掘</li> <li>・工作物の新築・改築・増築・移転・除却</li> <li>・立木竹の伐採・樹根の採掘</li> <li>・木竹の滑下・地引による搬出</li> </ul>	許可	同上
地すべり等防止法	<p>地すべり防止区域内における次の行為 (18)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水の誘致や停滞行為による地下水の増加</li> <li>・地下水の排水施設の機能を阻害する行為</li> <li>・地表水の放流や停滞行為等、地表水のしん透の助長</li> <li>・のり切、切土</li> <li>・地すべり防止施設以外の施設や工作物の新築・改良</li> <li>・地すべり防止の阻害、地すべりの助長・誘発</li> </ul>	許可	同上
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	<p>急傾斜地崩壊危険区域内における次の行為 (7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水の放流・停滞行為等、水のしん透を助長する行為</li> <li>・急傾斜地崩壊防止施設以外の施設・工作物の設置・改造</li> </ul>	許可	同上

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ のり切、切土、掘さく、盛土</li> <li>・ 立木竹の伐採</li> <li>・ 木竹の滑下・地引による搬出</li> <li>・ 土石の採取・集積</li> </ul>		
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内における、住宅・社会福祉施設・学校・医療機関の建設（特定開発行為） (10)	許可	埼玉県東松山県土整備事務所 河川砂防担当 (0493-22-2334)
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	<p>特定建設資材を使用した建築物等の解体工事等や、特定建設資材を使用する新築工事等(以下に該当するもの) (10、11)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光パネルと一体的な建築物（床面積の合計が 80 m<sup>2</sup>以上に限る）の解体工事</li> <li>・ 太陽光パネルと一体的な建築物(床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以上に限る)の新築・増築工事</li> <li>・ 太陽光パネルと一体的な建築物の修繕・模様替等工事（請負金額が 1 億円以上のもの）</li> <li>・ 建築物以外のもの（太陽光パネル等）の土木工事や解体工事等（請負金額が 500 万円以上のもの）</li> </ul>	<p>民間工事の場合は届出</p> <p>公共工事の場合は通知</p>	川越建築安全センター 東松山駐在 建築確認・監察担当 (0493-22-4340)
都市計画法	次の開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用	許可	東秩父村産業建設課 管理担当

	<p>に供する目的で行う土地の区画形質の変更)や建築行為(29、43)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域内での1,000㎡以上の開発行為(首都圏整備法に規定する既成市街地、近郊整備地帯の区域を含む市町村については、500㎡以上)</li> <li>・市街化調整区域内での開発行為</li> <li>・市街化調整区域内での建築行為</li> </ul>		(0493-82-1222)
	都市計画施設等の区域での建築物の建築(53)	許可	川越建築安全センター 東松山駐在
	都市計画事業の認可を受けた事業地内で都市計画事業の施行の障害となる恐れがある土地の形質の変更もしくは建築物の建築その他工作物の建設又は重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積(65)		建築確認・監察担当 (0493-22-4340)  東秩父村産業建設課 管理担当 (0493-82-1222)
景観法	<p>景観計画区域内における次の行為(16)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上の建築物・工作物の新築・改築等</li> </ul>	届出	東秩父村産業建設課 管理担当 (0493-82-1222)
都市公園法	都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて占用(6)	許可	東秩父村産業建設課 管理担当 (0493-82-1222)  ※東秩父村内には県が管理する公園はありません
建築基準法	建築物を建築しようとする場合(6)	確認	川越建築安全センター 東松山駐在

	※土地に自立して設置する太陽光発電設備については、架台下の空間を物品の保管その他の屋内的用途に供する場合は建築物に該当します		建築確認・監察担当 (0493-22-4340) 開発担当 (0493-22-4341)  東秩父村産業建設課 管理担当 (0493-82-1222) ※手続内容によって窓口が異なります
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内における建築・土木工事等（93）	届出	東秩父村教育委員会 文化財担当 (0493-82-1230)
	出土品が出土したこと等による、埋蔵文化財包蔵地の発見（96）	届出	同上
埼玉県文化財保護条例	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡の現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為（14、28、35、39）	許可 又は届出	同上

※ 掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、太陽光発電事業者の責任において、法令を所管する行政機関に照会する等により、最終的な確認・判断を行うこと。